

令和5年度

サーキュラーフードビジネス促進事業補助金  
募集要領

長野県産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室

## 1 事業の目的

輸入加工原料の国産への転換や未利用資源等の効率的な活用による地域循環型の新商品開発を促進するための取組に対し、サーキュラーフードビジネス促進事業補助金交付要綱(以下、「交付要綱」)に基づき、予算の範囲内で経費の一部を補助します。

## 2 補助対象事業

食品製造業者が必要に応じて食品関係機関の支援を受けながら、県産食品の高付加価値化や健康志向等のマーケットニーズに対応したサーキュラーフードの開発に向けた取組等に資するものとします。

- (1) フードマイレージを意識した国産農林水産物の利用による商品の試作・開発
- (2) 廃棄食材や未利用資源を活用した「食品のアップサイクル」の取組による商品の試作・開発
- (3) 商品化に向けた市場調査・検討・展示会への出展
- (4) 商品開発に向けた技術研修会や製品の評価を行うための取組
- (5) その他、知事が特に認める取組

## 3 補助事業者

県内に事業所を有する食品製造業者

## 4 補助対象経費

以下に定めるものが補助対象経費となります。

経費区分	内容	
1 謝金	研修会の講師、講演者に対する謝金	
2 賃金	本事業の業務・事務を補助するために臨時的に雇用した者の賃金	
3 旅費	講師等の旅費	
4 使用料及び賃借料	会場及び機材借上げ料、什器、備品等のレンタル・リース料、展示会出展の小間料	
5 通信運搬費	郵便代、運送代、振込手数料	
6 需用費	消耗品費	原材料、副資材、試薬、実験器具、文献図書、事務用品
	備品	商品開発等に係る機械、装置、工具 (50万円未満であって、汎用性のないもの)
7 委託費	試作・加工、成分分析に係る業務	
8 その他	知事が必要と認める経費	

## 5 補助率及び補助上限額

- (1) 補助率：補助対象経費の2分の1以内(千円未満は切り捨て)
- (2) 補助上限額：50万円

## 6 補助対象期間

交付決定の通知を受けた日からその年度の2月末まで

※ 事業は2月末までに完了させてください。事業の完了日までに、支払いの終わっていない経費については、相手方からの請求書により、かかった経費の確認ができれば交付の対象とすることができます。

## 7 採択件数

5件程度（予算の範囲内で採択）

※ 申請額が予算額に達した場合は、応募期限前に募集を締め切る場合があります。

## 8 応募方法

(1) 応募書類の入手

- ① 長野県のホームページからダウンロード
- ② 長野県産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室からの配布（電話：026-235-7126）

(2) 応募書類

以下の書類を1部提出してください。

- ① サークュラーフードビジネス促進事業実施計画の協議について（様式第1号）
- ② サークュラーフードビジネス促進事業事業実施計画書（別記様式1号）
- ③ 誓約書（別記様式2号）
- ④ その他知事が必要と認める書類

(3) 応募期限

令和5年12月15日（金）17:00まで（郵送の場合は前日消印有効）

(4) 提出先

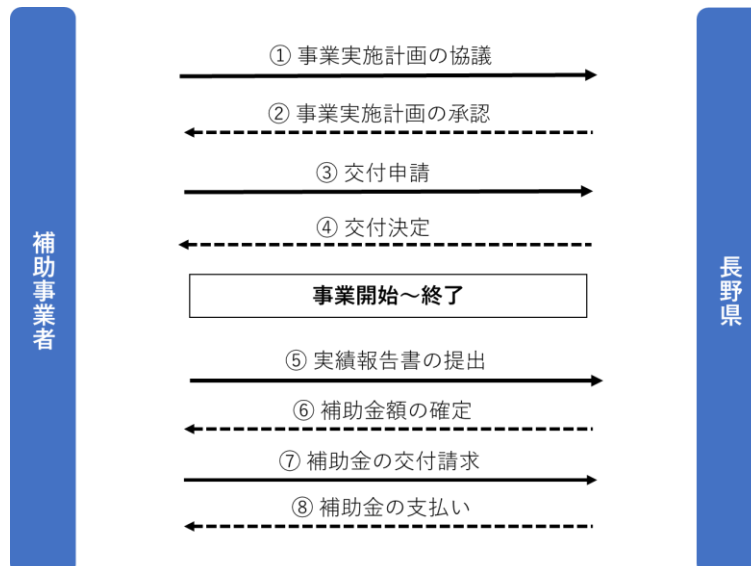
郵送もしくは電子メールにて提出してください。

住 所：〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県産業労働部 産業技術課 日本酒・ワイン振興室

電子メール：[shokuhin@pref.nagano.lg.jp](mailto:shokuhin@pref.nagano.lg.jp)

(4)補助金申請の流れ



## 9 申請内容の審査

補助対象者から提出された事業実施計画書をもとに、以下の観点で書類審査を行います。

- (1) 事業実施計画の内容が、長野県食品製造業振興ビジョン 2.0（令和5年（2023年）3月長野県産業労働部作成）の目的・趣旨等に沿った内容となっていること。
- (2) 実施計画策定の段階から、食品関係機関のうちいずれかの機関から事業実施及び効果について見解を受けていること。
- (3) 事業実施が期間内に確実に履行できることかつ、目標達成や地域循環型の商品として効果が認められること。

## 10 その他

- (1) 実績報告の際は、補助対象経費の根拠となる支払い証明書類（請求書、領収書（口座振込依頼依頼書）、支払通帳等）を添付してください。
- (2) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うとともに、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- (3) 応募者は応募書類の提出を持って、補助金等交付規則、サーキュラーフードビジネス促進事業補助金交付要綱及び本募集要領の記載内容に同意したものとします。

## 11 問合せ先

長野県産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室

住 所：〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

電 話：026-235-7126（直通）

電子メール：shokuhin@pref.nagano.lg.jp